

工 農 職 業 業 業	第二十 清國在留領事ノ處斷セシ罪人職業	
	明治九年	同十年
男	1	1
女	1	1
合計	2	2
男	1	1
女	1	1
合計	2	2
男	1	1
女	1	1
合計	2	2

總 年 計 齡 不 詳	第十九 清國在留領事ノ處斷セシ罪人年齡	
	明治九年	同十年
男	15	18
女	2	2
合計	17	20
男	15	18
女	2	2
合計	17	20
男	15	18
女	2	2
合計	17	20

總 薩 日 肥 肥 土 長 安 播 能 越 陸 常 安 生 計 摩 向 後 前 佐 門 藝 磨 登 前 前 陸 房 國	明治九年		同十年	
	男	15	18	2
女	2	2	2	2
合計	17	20	4	4
男	15	18	2	2
女	2	2	2	2
合計	17	20	4	4
男	15	18	2	2
女	2	2	2	2
合計	17	20	4	4